

中国国有企業の株式化と問題点

李 光 浩

要 旨

商品経済迅速発展過程中出現の中国的株式会社は改革・開放政策の新産物。是国有企業改革の必經之路。它已經成為国有企業的主要的經營組織形式、在国民經濟中起着越来越重要的作用。由于堅持公有制為前提下的株式会社化是前人没有走過的路、也走了不少灣路。但是却形成了独特的中国式的株式会社。

本論文分析了中国的株式会社の形成過程及其特点、并且对国有企業の株式会社化過程中出現的国有企業同不同所有形態企業之間存在的市場競争不平等、公有制同市場之間的整合性問題做了探討。最後分析了中国式的株式会社の将来性。

キーワード……中国式株式会社 株式制度の導入の問題点

目次

第一章 株式改革の沿革

中国における株式企業の誕生(1984年)

導入期(1986年～1989年)

低迷期(1989年～1991年)

本格的な発展期(1992年～現在)

第二章 株式制導入の必然性

国有企業の赤字経営と失業問題

経営メカニズムの転換

株式化による資金調達

第三章 中国の株式企業の特徴

基本的な特徴

公有制を前提とする株式化

集団企業における株式合作制

リスクが少ない中国の株式会社

第四章 株式制導入の問題点

市場競争は平等なのか

公有制と市場の整合性問題

終わりに

第一章 株式改革の沿革

中国における株式企業の誕生(1984年)

株式会社が中国に現れたのは早くも 80 年代であるが、最初は資金調達という目的を達成するためであった。中国における株式会社は、1984 年 9 月の北京天橋百貨股份有限公司（股份有限公司は中国語で株式会社の意味）の創立がその起源であるといわれている。本社が北京にある天橋百貨股份有限公司は、もとの社名を北京天橋百貨公司といい、日常生活品を経営する百貨店である。1984 年 7 月に同社は店舗改装用の資金を調達するために、主に自社の従業員に向けて、額面 100 元、期間 3 年で 3 万株を発行し、同年 9 月北京天橋百貨公司から北京天橋百貨股份有限公司と社名を変更した。しかし、北京天橋百貨股份有限公司は株式会社といってもその組織形態、責任のあり方などの面からみれば、本来の株式会社とははるかに異なるが、資金調達方式の角度から見れば、初めて均等額面の「株式（股票）」という概念を用いたので、現代中国における最初の株式会社であると位置づけることができる。この時期にほかにも資金調達のため株式を発行した企業があった。例えば、上海にある上海飛樂音響公司是、1984 年 11 月に額面 50 円で非償還株式 1 万株を一般公募で発行した。1985 年 1 月には資本金はすべて一般公募によって株式資本金で構成される上海延中実業会社が設立された¹⁾。

これらの株式会社は、はじめて現代の中国に株式という概念を認識させ、中国経済に大きな影響を与えた。中国における株式会社の導入は決して順調に進んできたわけではないが国有企業改革の重要な手段とされ、おおきく発展してきている。

導入期（1986年～1989年）

北京天橋百貨股份有限公司などの最初の株式企業に続き、株式の発行によって資金を調達する企業が全国から続出した。この時期は株式の店頭販売業務が開始され、株式制企業の試行数も 1988 年には約 6,000 余りに達した。株式制試行企業も大中型国有企業を含め、業種も拡大した。しかし、この時期の株式会社は企業の組織形態がまだ本当の株式会社になっておらず、会社の資本金も株式資本金によって構成されるのではなく、単なる企業の資本不足を解決する手段として利用されただけであった。まだ、株式と債券との混同、国有資産の過小評価、高い株式配当率など様々な問題が発生した。つまり、この時期の中国の株式企業は本当の株式企業とはいえない。

低迷期（1989年～1991年）

この間、学界では、株式化は計画経済の秩序を混乱させ、株式会社は資本主義経済の産物であり、株式化イコール資本主義化であって、中国の企業、特に国有大中型企業の改革の方向ではないという批判が強まった。また、1988 年秋以降の経済の調整・引き締め、1989 年の天安門

事件以降の政治的引き締めの影響を受けて、株式制改革は一時停滞した。この時期に株式制試行企業数は減少した。

本格的な発展期（1992年～現在）

中国には1992年初の鄧小平の「南巡講話」以降、市場経済の導入が定着し、再び株式会社改革ブームが起きた。中国は株式会社制度導入が本格的に展開される段階に入った。政府は株式会社制度の導入を積極的に支持し、中国の株式会社と証券市場を意識的に育成し始めた。企業、特に国有企業の株式会社への転換は、各業界の中で経営基盤が堅実で業績のよい企業から始まり、先進資本主義諸国の株式会社と同様な内容を有する株式会社の育成に力を注がれた。特に、1993年からは株式会社の試行企業が大幅に拡大した。株式制企業の増加数が92年は約400件、93年には9440件、94年には12800件であった（表1参照）。このような状況にあつて、中国における株式会社制度導入の全国的展開にとって、統一的な法規制を作成することが必要であつ

表1 中国の株式制企業数

	企業数	有限 公司	株式 公司	内部従業員 持株企業	法人持ち株 企業	公開発行（上場 企業）	公開発行（上場 企業）
1988年	4,750						
1990年	3,800+			3,200+	500+	60+	(20)
1991年	3,200			2,751	380	89	
1992年	3,600+						(69)
1993年	13,000	9,800	3,210				(122)
新規分	9,440	6,472	2,968				
1994年	25,800	10,700	15,100				(290)

（出所）1988年：『中国証券市場（1991）』中国金融出版社 64頁。1991年：『人民日報』1992年6月23日、劉鴻儒論文。1992年：『中国通信』1993年2月24日。1993年：『経済参考報』1994年2月28日。1994年：『中国通信』1995年2月9日。備考：数字後の+は余を意味する。

た。そのために、1992年5月15日に株式会社制度に関するはじめての全国共通でしかも唯一の政府規制である「株式会社規範意見」と「有限会社規範意見」が発表された。また、これを改編集大成したものとして1993年12月には「公司法」（会社法）が公布された（1994年7月1日施行）。

中国経済に株式会社が導入されることになったのは経済改革が進展するにつれて市場経済化が進んでいたことの必然的な結果であり、その背景には深い社会的、経済的理由があった。

第二章 株式導入の必然性

国有企業の赤字経営と失業問題

国有企業の改革は積年の課題であるが、多くの問題を抱えており、なかなか思うように進展していないのが現状である。国の最大の財政収入源である国有企業は7万9,000社にのぼり、総勢1億1千万の職員を抱えているが、改革が進むにつれて、むしろ国有企業の地盤沈下が目立っている。中国では96年1月、「第三次全国工業センサス」が734万社余の工業企業を対象に実施されたが、国有企業8万7,905社の34%にあたる2万9,668社が赤字企業である。その規模別内訳は、大型企業28%に対して中小型企业が35%となっている。業種別では紡績工業が45%、飲料部門が43%、電子部門が38%、自動車部門が35%などと高くなっている²⁾。さらに750万人の従業員を抱える7%前後の国有企業は「開店休業」、2,000万人の労働者は赤字企業に勤めており、三分の一近くの企業は正常に給料を支払えない状態にあるとも言われる。専門家の研究によれば、書類上は黒字経営であっても実際の負債率が100%を超えている企業を含めて計算すれば、七割から八割の国有企業が赤字、または赤字寸前の状態にある、とみられている³⁾。

表2 国有企業の赤字額 (単位：億元)

1985	32.4
1986	54.5
1987	61.0
1988	81.9
1989	180.2
1990	348.8
1991	367.0
1992	369.3
1993	452.6
1994	482.6
1995	540.6

出所：国家統計局『中国統計年鑑1996』227頁

このように国有企業の赤字経営は改善が見られず、赤字額は年を追って増え続けていく現象が現れた。国有企業改革のなかでなぜこのような現象が現れたのか。その原因の一つとして次の点が指摘できる。すなわち、「放権譲利」改革を通じて国有企業は留保資金支配権、賃金奨励金分配権などの面で多くの自主権を獲得することになったが、企業は留保利益や賃金、非生産的支出に対しては積極的であっても企業資産価値の増加には関心があまり高くないというこ

とである。一方、国家はあらゆる手段を利用して企業の過大分配行為を抑制しようとするが、企業経営に関する情報が十分把握できていないために、企業の実際の財務状況を容認せざるをえない。このため、多くの場合、国有企業が赤字になっても、企業の利益や従業員の利益は減少しない。こうしたことから赤字企業が毎年拡大し、赤字額が増加していったのである（表2参照）。

中国では計画経済時代には伝統的な社会主義理念から失業問題の存在を認めず、鄧小平時代にも「待業」「待崗」（仕事を待つ状態）という表現を使用することで、失業問題を事実上回避していた。しかし、社会主義初級段階という認識が採用されたことにより、90年代にはいってようやく「失業問題」を公認するようになり、国家統計局の公式統計数字でも失業率は92年には2.3%、97年には3.1%と上昇中であり、失業救済金を受領した人数は92年には34万人、94年には180万人、97年には380万人になった。

しかも中国が採用しているのは国際的に通用する調査失業率ではなく、登録失業率であるため、国有企業から公式に解雇された形ではない「下崗」（一時帰休者）の1,151万人（97年末）を含んでいない。一時帰休者は国有企業、とりわけ国有中小企業に集中している。96年の一時帰休者のうち、国有企業からのものが573,7万人、97年には787万人である。失業の実体をより正確に反映する調査失業率は95年には4.0%、97年には6%以上に達していると思われる⁴⁾。

なお、改革の推進に伴って、98年には事実上の失業者がさらに300万人増え、今後失業者数は3,000万人以上に達する見込みである⁵⁾。

このような深刻な赤字経営問題と失業者問題は国有企業改革を一層深化させることを要求している。企業の経営システムをかえるために、国有企業に株式制を導入し、市場のニーズに応じて生産を調整する能力を強化する企業に転換させ、企業の効率を高めようとする政策もその一つである。

経営メカニズムの転換

江沢民総書記は97年9月中国共産党第15回中央大会における政治報告のなかで、「公有性の実現形態は多様化することができ、社会化生産の法則を反映する経営方式と組織形態はすべて大胆に利用してよい。生産力の発展をこの上なく促進できる公有制の実現形態を探すよう努力しなければならない。株式制は現代企業の資本形成の一形式であり、所有権と経営権の分離に役立ち、企業と資本の運行効率の向上に役立ち、資本主義はこれを利用することができ、社会主義もこれを利用することができる。株式制は公有制か私有制かとおおざっぱに論じてはならない。カギは株式のコントロール権がだれ的手中にあるかである。国家と集団が株式を支配すれば、それは公有制を持ち、公有資本の支配範囲拡大に有利である」⁶⁾。これは社会主義の原則 公有制主体を堅持しながら国有企業を株式会社に転換させる意思を表明したのである。

表3 企業に与えられた14項目の自主権

(1)生産経営決定権	(8)資産処分権
(2)製品価格設定権	(9)合併買収権
(3)製品販売権	(10)労働雇用権
(4)物質買付権	(11)人事管理権
(5)輸出入権	(12)賃金奨励金分配権
(6)投資決定権	(13)内部組織設置権
(7)留保資金支配権	(14)費用徴収拒否権

（出所）曾根康雄著『江沢民の中国経済』日本経済新聞社、1996年88頁

企業を計画経済の管理体制から市場経済の管理体制におくというねらいで、国有企業改革は92年よりすべての企業に経営メカニズム転換を迫る段階に入った。92年7月、「全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」が公布された。この「条例」は企業に生産、販売、投資、価格決定及び雇用など14項目（表3）にわたる自主権を与えることで、企業を計画経済の枠組から離脱させ、市場経済という新しい体制に適應させること、さらに企業が自主的に生産・経営を行い、自主的に発展することができる生産・経営単位に転換することを目標にした。この目標を達成するための手段として国有企業の株式化が最適な道と指摘されている。

中国の国有企業の場合、それは「全人民所有制企業」であるということであり、伝統的な定義からよれば、その資産は人民全体が所有するものである。しかし、人民全体のものであるということによって、その所有権は確かに曖昧になるにちがいない。したがって、この改革によっていまままで続いた企業側の責任、権限の不明確性の問題、国家、企業、個人間に存在していた利益配分の不平等問題を解決することが可能になる。国有企業を株式会社に転換させることにより、国有企業資産の所有者が国家だけではなく、国家、法人、個人などの多様な株主へと代わり、それぞれが自分の持株分だけの企業の所有者となり、企業の帰属も明瞭になる。さらに、国、企業、個人の間で利益もリスクもわかちあい、目標の一致した運命共同体が形成され、企業内部の責任、権限および利益配分のルールも明確になりやすい。

中央集権的指令型計画経済体制下の国有企業は、産（生産計画）、供（原料・機械などの購入）、販（販売）、人（人事権）、財（財務）、物（資材）のすべて面で自主決定権を持たず、行政機関の付属物に過ぎなかった。つまり、政府行政と企業の機能分担が不明確であった。企業を株式会社に転換することによって、国家は単なる株主としての役割を果たし、企業は生産経営活動を中心として、自主的に意思決定を行う利益獲得の組織になることができる。

株式化による資金調達

「放権譲利」を中心とした1978年から始まった中国の国有企業改革は国有企業の一定の発展を促進した。企業の発展につれて、大量の資金が必要となり、企業の生産経営に必要な資金は、

表4 国有企業の固定資産

(単位 億元)

年度	歳入	歳出	バランス
1971	744.7	732.2	12.5
1972	766.6	766.4	0.2
1973	809.7	732.2	0.4
1974	783.1	766.4	- 7.7
1975	815.6	809.3	- 5.3
1976	776.6	790.8	- 29.6
1977	874.5	820.9	31.0
1978	1121.1	806.2	10.1
1979	1103.3	843.5	- 170.6
1980	1085.2	1111.0	- 127.5
1981	1089.5	1273.9	- 25.5
1982	1124.0	1212.7	- 29.3
1983	1249.0	1115.0	- 43.5
1984	1501.9	1153.3	- 44.5
1985	1866.4	1292.5	21.6
1986	2260.3	1546.4	- 70.5
1987	2368.9	1844.8	- 79.6
1988	2628.0	2330.8	- 78.6
1989	2947.9	2448.5	- 92.3
1990	3312.6	2706.6	- 139.6
1991	3610.9	3040.2	- 202.7
1992	4153.1	3452.2	- 236.6
1993	5114.8	3813.9	- 205.0

(出所) 『中国統計年鑑』(1993)、『中国統計年鑑』(1994)より作成

国家の資金計画に基づいた政府財政から無償で供与されるものではまかなわれず、また、銀行から低利で供与された単一の財政投資でも企業の生産拡大に対応できなくなった。また、財政赤字は年々増大したので、財政投資の拡大は極めて困難であったため、資金不足が深刻な問題になってきた(表4参照)。そこで新しい融資方法と資金調達ルートの出現が期待された。その一方で、社会に分散している零細資金が有効に利用されていなかったために、その資金が消費に向けられて、物不足が深刻になったのである。

とくに経済改革が始まってから、郷鎮企業や個人経営の発展、労働者の個人収入の増加などにより、社会に分散された零細資金の量が大きくなってきた。1986年には個人預金残高は2,237億6,000万元で、同年の国家財政収入2,260億3,000万元とほぼ同じ規模となった。1987年からは個人の預金残高はその年の財政収入をはるかに上回る状態になっている。1989年末の個人の銀行預金残高は5,149億9,000万元で、銀行預金残高9,013億8,500万元の57.1%を占めるに至った⁷⁾。これは、近年の中国の個人貯蓄が量的にも、貯蓄における比重の点からも、企業の資金調達の一つの源泉に十分になりえることを示している。渡辺利夫は「現在の中国において家計部門に蓄積されている金融資産は膨大なものであり、中国の家計貯蓄率は世界的に見てもいささか

異常とも見える高水準にある。国家財政も国有企業財政も「火の車」である一方で、家計のみが突出して豊かなのである。株式が国家・法人から家計に向かって流れていくのは市場の争い難い力であり、しかもこの力に依拠せずに株式会社化を通じての国有企業改革が進展するとは考えられない⁸⁾と指摘している。

このような社会の遊休資金をいかに利用するかが経済運営の重要な課題となった。そこで経済改革の深化につれて、株式会社化は企業の発展にとって不可欠となり、株式の発行による資金調達はますます重要になった。1993年まで証券取引市場に上場した124社の企業をみると、株式方式で調達した資金額が約400億元強に達している⁹⁾。

第三章 中国の株式企業の特徴

基本的な特徴

1993年11月の中国共産党第14期第3次会议では「近代的企業制度の確立」路線が打ち出され、大型・中型国有企業の株式制への転換が公認された。[近代的企業制度]とは形式からみれば、資本主義下の株式会社とかわりがないが、中国においてはいくつかの特徴がある。この大会で採択された「中共中央の社会主義市場経済の問題に関する決定」のなかの第4条では近代的企業制度の基本的な特徴について以下の5点にまとめられている。

第1に、企業の国有資産の所有権は国家に属するが、企業は出資者（国家を含む）の投資によって形成されたすべての法人所有権を保有する。したがって、企業は民事権利を有するとともに民事責任を負う法人となる。

第2に、すべての法人財産を保有する企業は、法律にしたがって自主経営を行い、損益は自己負担とし、規則に則って納税し、出資者に対して資産価値の保全・拡大に責任を負う。

第3に、出資者は企業に投入した資本額に応じて所有者としての権益 資産による収益、経営上の重要な決定、管理者の人選などの権利 を有する。企業が破産した場合は出資者が投入した資本額にのみ応じて、企業の負債に責任を負う。

第4に、企業は市場の需要に基づいて生産、経営の組織をつくり、労働生産性と経済効率の向上を目標とする。政府は生産・経営活動には直接関与しない。企業は市場競争の中で淘汰され、長期的に欠損を出したり債務を返済できなくなったりした企業は、法律にしたがって破産を宣告されるべきである。

第5に、科学的（現代的、合理的）企業指導システムと組織管理制度を確立する。これによって、所有者、経営者、労働者の関係を調整し、インセンティブとチェックが機能する経営メカニズムを作る。

上述の近代的企業制度建設の意義は次の点にあると考えられる。

まず、国有企業の資産関係が明確になることである。国家は企業に投入する資本額をもって

財産所有権を持ち、株主としての利益配当を受け取る。これに対して企業は経営自主権を持ち、独立した法人として市場競争を行う。財産所有権（国家が持つ）と法人所有権（企業が持つ）を明確に分離させ、計画経済下での行政と企業が分離できないという問題の解決が可能になった。

また、経営責任が明確になることである。国家は出資者としての権利を国有企業に対して行使すると同時に、企業の債務についてその投資額の範囲内で有限責任を負う。政府は経営権を企業に渡し、企業の意思決定、生産活動に直接干渉しない。一方、企業は福祉など社会的機能を政府に任せ、出資者に対して資産価値を維持及び増加させる責任を果たす。国家が最終的に無限責任をもち、国有企業は利益を獲得する責任はあるが、損失に責任を負わないというという従来の伝統的な中国の企業制度の問題を解決することができると思われる。

もう一つの重要なポイントは科学的組織と管理制度である。科学的組織制度とは、企業の権力機関、経営組織及び監査組織を通じて所有者、経営者、及び生産者が各自独立して、明確な権利と責任を持ち、それらの間に相互制約の関係が形成されるという組織制度のことである。そして中国では株式制度は現代企業制度の重要な組織形式であると強調されている。現代企業管理制度というのは大量生産に適応した企業管理制度のことであり、主として、企業の管理組織の構成、生産管理制度、報酬配分及び企業財務管理制度からなる。

近代的企業制度の建設とは、その名のとおり、国有企業を近代的な企業に転換していくことである。中国はこの近代的企業制度の建設を通じて、国有企業を株式会社、または個人・集団・外資企業へと転換させ、大半の国有大中型企業が自主経営・損益自己負担・自己発展・自己管理のできる法人になることを目指しているわけではない。

しかし、中国式株式会社は資本主義のそれと共通点もあるが、社会主義公有制という前提の下で生まれた産物であるから、当然ながら資本主義下の株式会社とは異なった部分もある。以下その相違点を検討してみたい。

公有制を前提とする株式化

社会主義市場経済では、社会主義公有制を基軸としつつ、国がマクロ・コントロールを行い、資源の配置や経済運営の調節においては市場メカニズムが基礎的役割を果たすものと考えられる¹⁰⁾。計画経済体制から市場経済体制への転換において、重要な措置は企業の株式化である。

中国において国有企業を株式化しても、その株式の過半数以上を国家が所有しているということから、国有という性質はかわらない。個人の持ち株率が低い場合には、企業の公有制にはかわりがない。個人の持ち株率が一定の限度を超えると企業の所有制も変化してくる。現在の場合、株主のほとんどが国と企業であり、個人株主の比率が非常に低いことから公有制は安定している。しかし、これは広く社会一般から資金を集め、企業経営の活性化をはかるには障

害になる面もある。

このような中国式の株式会社は本来の株式制の性質からみれば異質的なものであるという批判もあるが、株式化においてもさまざまな形態が存在し、決して一つのモデルしか存在しないということではないだろう。中国においても株式制導入は企業の経営方式の転換にすぎず、企業全体の私有化が目指されている。

公有制の形態を損なわない範囲での株式制導入は、国有企業の改革に必要なかつ実行可能な選択であり、国有大中企業が苦境から脱却するために必ず通らなければならない道でもあると思う。

実際に株式所有状況はいかなる状況にあるのか、1991年の統計によれば、株式制企業のうち非公開の株式制（内部従業員持ち株・法人持ち株）企業が98%を占め、公開発行の株式制企業はわずか2%にすぎない。そして株式制所有比では一般に国家所有株が70%以上の圧倒的多数を占めていた。公開発行の株式企業の株式構成は、国家株が47%、法人株が29%、個人株が14%、外資株が9%であった¹¹⁾。1994年のアンケート調査(371社)では国家株が34%、法人株が45%、個人株が19%、外資株が2%である¹²⁾。国家株の所有比率は多少の変化がみられるものの、法人株と国家株をあわせた公有株の比率ではいずれの場合も絶対多数を占めている。この実際状況からいえば、政府の公有制の主体的地位の確保という方針は揺らいでいない。

集団企業における株式合作制

株式制の導入において、93年11月に開催された中国共産党14期3中全会の「決定」なかでは、国有小型企業と集団企業で株式合作制をとってよいことが明確に打ち出されている。これは、事実上国家所有の範囲を縮小することになるが、その目的は直接的・全面的な私有化を推進することではなく、株式合作制の形式による従業員所有化を推奨することであると考えられる。株式合作制は株式制のいくつかの要素を取り入れた協同組合形式で、集団経済の新しい組織形態である。労働者が株所有を通じ企業と有機的に結びつくことになって、社員が共に働き、生産手段をともに占有・使用し、リスクを協同で負担し、民主的な管理を実施し、企業の意志決定は多数の社員の意思が反映されるようになることが期待される。いわば株式制企業でもなく、合名企業でもなく、組合制企業でもない、実践の中で生まれた新型の企業形態であるとしている。

近年は、中国の都市小型企業において株式合作制が積極的に試行されており、多くの企業が生気を取り戻したといわれる。98年上半年に国家統計局が、96年末時点で国有として登録されていた鉱工業企業のなかで全国有鉱工業企業の66.5%を占める57,881社を対象として実施した調査によると、同時点で企業制度の改革を実施した企業13,726社のうち、20.9%が株式合作制への転換を実施している。純粋に民営化となった企業は6.3%に止まっている¹³⁾。

リスクが少ない中国の株式会社

株式会社に变身した国有企業も資本主義の株式会社と同じく、市場原理の法則にしたがって運営され、企業の株主も投資額の範囲内でリスクを負わなければならない。経営が悪化した時点では破産法により、倒産しなければならない。しかし、現在のところ、中国の株式企業の株主はほとんどが国と企業であり、心理的な影響によって投機的な取引対象になりやすいような個人持ち株の比率がまだ少ないために、リスクは資本主義企業よりまだ小さい。株式市場に対する国家のコントロールが容易であるため、過度な投機により、または、株価が暴騰したり、暴落したりすることにより、社会や経済発展に悪影響を招くことを避けることができると考えられる。

これに対して資本主義社会では企業の所有者となる株主はつねに一定のリスクを負っている。株式市場が十分に発達し、株券が自由に売買できると、株式の取引はときの政治、経済、国際情勢および社会心理の影響を受けて変化していくので、投機的な要素を多く含むものになると考えられる。

第四章 株式制導入の問題点

株式制度は生産規模が大きくなったときの産物であり、その中国での誕生は必然的に中国の所有制度、企業経営、所得分配、資産の譲渡などの面に大きな変化をもたらした。また、株式制度の導入は既存の法規制度、管理システムの中で行われていたため、理論研究の上でも実際の実施過程でも解決しなければならない問題が多数残っている。以下その問題点を列挙してみよう。

市場競争は平等なのか

中国の株式会社もそれが国有でも私有でも資本主義の株式会社と同じく、基本的には市場競争で生き残ったものが勝者である。逆に市場競争で敗れたものは最終的に倒産し、市場から排除される。国有企業という立場にあっても、市場競争にあたっては、例外ではなく、同じ立場にある。この面においては、資本主義の株式会社と異なる点はない。

しかし、公有制を建て前にする国有企業と私有企業、郷鎮企業などがともに市場に参加し、健全かつ平等的な競争が行われるかが大きな疑問を生み出している。国有企業の場合、企業の国有資産の所有権は国家に属する。このような点から、国有企業はコルナイのいう「ソフトな予算制約」に支配される。つまり、企業の予算が足りなければ出資者である国家が投資を増やし、赤字が出た場合は尻拭をしてくれるという可能性があるという批判である。すなわち、市場において、国有企業とほかの所有形態の企業との間には平等な競争関係が成立されにくいと指摘されている。

中国の場合、国家は国民経済全般をマクロ・コントロールするのが原則であり、国有企業にたいしては、株主の立場から個々の企業を管理するのである。またすべての国有企業が業績悪化で苦しんでいるわけではない。「ソフトな予算制約」は企業経営が悪化したときに生じることで、いくつかの業績が悪い国有企業を救うために、多様化した所有制形式の共同発展という基本方針を政府みずから見捨てることはないと考えられる。今後、政府がこの基本方針をどのように堅持し、市場において国有企業を私企業、郷鎮企業などと同じ立場におくかが株式化の順調な発展にかかわる重要なポイントになる。

公有制と市場の整合性問題

社会主義市場経済において、国有制を中核とする公有制と市場とがフィットするかどうか議論の焦点となっている。国有企業改革は、民営化や自由化を推進するとともに、公有制を維持するという中国的な体制移行方式をとった。具体的には、大型国有企業の株の過半数を所有することを原則としている。しかし、経済が発展するにつれ、この二つのシステムにおける不整合性がますます目立ってきたように思われる。最終的には、公共財や自然独占の性格をもつ一部の産業を除いて、日本の NTT のように国家所有の株を放出する形で大企業をも含む民営化が本格化し、公有制という概念も完全に放棄されるであろうという見解も出ている。

公有制がなくなるかどうかを議論する前に、まず、現時点の中国において公有制が必要かどうかを明確にしてみたい。新古典派経済学の立場からみれば、市場競争こそが効率的な資源配分を達成する根本であり、市場は非効率な企業形態を淘汰し、効率的で機能的な企業のみを選抜してきたのであるから、政府が市場に関与する必要はない。

しかし、単なる市場だけでは、健全かつ高成長な経済発展はありえない。中国の場合、国家安全に関わる業種は、引き続き国家所有制または地方政府公有制を維持し、発展させる。前者は宇宙・兵器工業、後者は水道・電気・通信・都市公共交通などの公共事業である。これらの事業で国有制または地方政府公有制を実施するのは国民経済の安定成長を保障するためであり、国家安全を保障し、消費者の利益を守るためであると見なされる。

事実上、市場が失敗するような分野は政府が市場に代替することが望まれるならば、たとえば「自然独占」が生じる生産部門で公的企業が事業を行うことはあるし、また市場が発達していない発展の初期段階で、公企業が私企業にとって代わることもある。実際の歴史からみても、それぞれ両極端の見解が完全に実施されたことはなく、さまざまな中間的モデルが運用されてきた。たとえば、60年代以降の日本の官民協調方式にしる、80年代後半以降のアセアン方式にしる、市場競争一辺倒でもないし、全面的な政府統制でもなく、市場経済と政府介入とを組み合わせたものであった。

アジア・モデルにおいては、政府と市場とは必ずしも対立的関係にあったわけではない。そこで政府の役割は市場を規制することのみならず、市場競争や国際競争を促進する方向を追

求した点にも特徴があった。政府が全能の計画者ではなく、企業や個人（市民・消費者）などの民間主体と同じく、固有のインセンティブをもつ政治経済ゲームのプレーヤーの一つであるとみなす視点を呈示している。しかも、政府というプレーヤーは、他のプレーヤーの私的所有権を保護する強制力を発揮することによって、市場を拡大しうる潜在機能をもつ、他のプレーヤーの私的所有権の一部を課税などを通じて自己に移転する強制力を持つ、という二重の可能性をもった存在として位置づけられる。このように政府を企業や個人などの民間主体と同じく、市場経済におけるプレーヤーの一つとみなす見方は改革・開放以降の中国においても一定の妥当性を持ち始めたように見える¹⁴⁾。

終わりに

本論文で述べたように中国の株式会社は1980年代の半ば頃に誕生し、最初は資金調達の有力な方法として株式発行が重視された。さらに、国有企業改革の重要な一つの方向として90年代に入ってから企業組織などを含め、全面的な株式会社化が目指された。1997年の15回党大会において国有主体の株式化が社会主義の一つの形式だと認められたことも、こうした株式会社化の動きに即応したものと見える。

ただし、国有企業が株式化したとしても国家株が依然として主体であり、個人株主の比率が非常に低いこと、また、公有制を前提とした株式会社化というものも前例がないということで中国の株式会社の規範化と株式会社制度の健全化が完全にできていないことから、本来の株式市場の発展からいえば異常なことである。株式会社化を資金調達の補完的な手段だけでなく、企業統治を大きく変えるものにするのが、より大きな課題であり、それが順調に進展すれば計画経済時代の経済運営に見られた欠陥を克服する可能性も出てくる。だが、そこに至る道は決して容易ではないといえよう。

<注>

- 1) 横田高明『中国の企業改革と株式制導入』アイピーシー、1996年6月、144頁。
- 2) 第三次全国工業普查弁公室『中華人民共和國1995年第三次全国工業普查資料摘要』中国統計出版社、1996年、24頁。
- 3) 朱建栄『朱鎔基の中国改革』PHP新書、1998年8月、125頁。
- 4) 胡鞍鋼「中国城鎮失業状況分析」『管理世界』1988年5期、53頁。
- 5) 朱建栄 前掲書、126頁。
- 6) 江沢民「高学鄧小平理論偉大旗幟、把建設有中国特色社会主义事業全面推向二十一世紀」在中国共产党党第15回中央大会における政治報告、1997年9月12日参照。
- 7) 『中国の株式会社制度と証券市場の生成』財団法人、日本証券経済研究所、1994年12月、97頁。
- 8) 渡辺利夫『中国の経済は成功するか』、ちくま新書、1998年6月、36頁。
- 9) 『人民日報』海外版、1993年10月25日付。
- 10) 戦憲斌『中国における社会主義市場経済』『企業会計』第45巻 第10号1993年10月、66～68頁。
- 11) 劉鴻儒「關於我国試行股份制の幾個問題」『人民日報』1992年6月23日。
- 12) 中国企業家調査系統企業家問券調査報告「对中国股份制企業發展的調查與分析」『管理世界』1994

中国国有企業の株式化と問題点（李）

年第4期、143頁。

- 13) 今井健一「コーポレート・ガバナンスの中国的課題」、1999年、213頁、中兼和津次編『現代中国の構造変動 経済 構造変動と市場化』東京大学出版会、第7章に所収。
- 14) 青木昌彦、奥野正寛、岡崎哲二編『市場の役割・国家の役割』東洋経済出版社、1999年。

主指導教員（菅原陽心教授）、副指導教員（佐藤芳行教授・高津斌彰教授）